

改 正 案

現 行

附 則

（親銀行等の取締役等である金融商品取引業者の取締役等の兼務に関する経過措置）

第二十一条 改正法附則第二十八条第一項、整備法第七条第一項及び金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号。以下「平成二十年改正法」という。）附則第三条第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる書類に、当該書類の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三 （略）

2 改正法附則第二十八条第二項、整備法第七条第二項及び平成二十年改正法附則第三条第二項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる書類に、当該書類の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三 （略）

3 改正法附則第二十八条第三項、整備法第七条第三項及び平成二十年改正法附則第三条第三項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる書類に、当該書類の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三 （略）

附 則

（親銀行等の取締役等である金融商品取引業者の取締役等の兼務に関する経過措置）

第二十一条 改正法附則第二十八条第一項及び整備法第七条第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる書類に、当該書類の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三 （略）

2 改正法附則第二十八条第二項及び整備法第七条第二項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる書類に、当該書類の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三 （略）

3 改正法附則第二十八条第三項及び整備法第七条第三項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる書類に、当該書類の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三 （略）

